

議案第36号

容器包装と製品の一括収集における財政支援の意見書

上記の議案を提出します。

令和 4年 6月30日

提出者 目黒区議会議員

かいでん和弘

そうだ次郎

関けんいち

芋川ゆうき

小林かなこ

山宮きよたか

鈴木まさし

鴨志田リエ

岩崎ふみひろ

田島けんじ

## 容器包装と製品の一括収集における財政支援の意見書

プラスチックは、その有用性から幅広い製品や容器の包装に利用されている不可欠な素材である一方、プラごみ問題、気候変動問題、2050年カーボンニュートラル、海洋汚染をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」達成など、国内ではプラスチック資源の循環を促進する重要性が高まっている。

こうした背景から、政府は令和3年にプラスチックを使用する製品の設計から廃棄物処理まで、プラスチック資源の循環を促進する「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を成立し、令和4年4月に施行した。

多くの自治体は、プラスチック製容器包装を資源ごみとして収集しているが、新法の施行により、容器包装と製品の一括収集が努力義務として課されることとなった。

自治体が新たに一括収集を行う場合、容器包装のリサイクル費用はメーカー等の事業者が負担するが、製品のリサイクル費用（委託費用）は自治体が負担することになる。また、容器包装と製品を一緒に収集するため容積が2割から3割程度増えることが想定され、収集車や作業員の追加的な対応による経費の増加も見込まれる。

政府は、法律の公布に伴い企業への再生プラスチック・バイオプラスチック等に関する技術実証や設備導入支援措置、市区町村への一括収集に関する特別交付税措置を実施していくが、23特別区は地方交付税の不交付団体となるため新たな支援措置が必要である。

東京都もプラスチック資源循環に向けた革新的技術・ビジネス推進プロジェクトに取り組み、使い捨てプラスチックのリデュースやリユースを推進しており、目黒区議会は東京都に対し、23特別区を対象とした一括収集に関する財政的支援を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和4年6月30日

目黒区議会議長 宮澤 宏 行

東京都知事 宛て